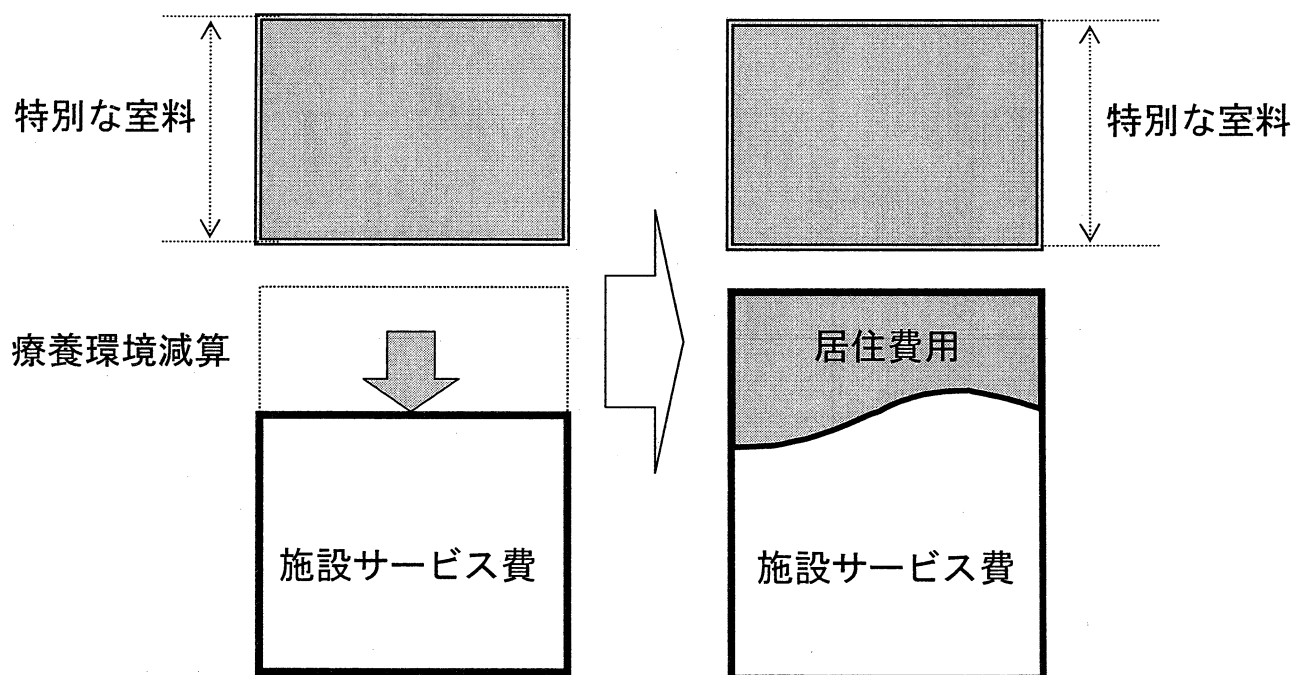


## 現行の介護療養型医療施設の療養環境減算

特定の療養環境の提供により特別な室料を徴収している場合にあっては、当該病室に入院している患者について、病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）若しくは診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）を適用するものとする。

- ・ 病院療養病床療養環境減算（Ⅲ） 105単位
- ・ 診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ） 90単位

（※）改正後のイメージ



- ・ 療養環境減算の廃止
- ・ 多床室において、特別な室料を徴収している場合には療養環境減算を算定

## 介護療養型医療施設における室料差額の徴収の状況

### 介護療養型医療施設の病室数、室料階級別

(平成15年10月1日)

		総数	個室	2人室	その他*
総数		46 904	9 310	8 590	29 004
	特別な室料(総数)	7 619	5 114	2 253	252
	1 ~ 499 円	76	44	32	-
	500 ~ 999 円	157	47	102	8
	1000 ~ 1499 円	639	303	327	9
	1500 ~ 1999 円	761	276	437	48
	2000 ~ 2499 円	1 223	732	417	74
	2500 ~ 2999 円	446	303	128	15
	3000 ~ 3499 円	1 242	958	257	27
	3500 ~ 3999 円	340	265	72	3
	4000 ~ 4499 円	525	433	86	6
	4500 ~ 4999 円	81	67	14	-
	5000 ~ 5999 円	720	603	105	12
	6000 ~ 6999 円	316	249	45	22
	7000 ~ 7999 円	192	154	32	6
	8000 ~ 8999 円	147	116	14	16
	9000 ~ 9999 円	37	27	8	2
10000円以上	717	537	176	4	
特別な病室の平均室料(円)		3 933	4 478	2 823	2 797

平成15年介護サービス施設・事業所調査より算出

\* 特別な室料の「その他」は平成12年3月末時点で、定員が3人または4人の病室で特別な室料の支払いを受けていた場合で認められている。

\* 多床室で特別な室料を徴収している病床数は、多床室の0.9%であり、特別な室料を徴収している病床の3.3%を占める。

## 小規模生活単位型介護福祉施設サービス費における居住費に係る加算

小規模生活単位型介護福祉施設であって、都道府県知事に届け出たものにおいて、施設サービスを、所得その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合に、当該入所者の基準に係る区分に従い加算を行う。

- ・加算1            33単位
- ・加算2            66単位

### 介護老人福祉施設の報酬体系の見直し－（対象者の範囲・負担軽減額）－

対象者	介護報酬による負担軽減額
保険料第1段階 (市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者等)*	2万円
保険料第2段階 (市町村民税世帯非課税者等)	1万円
保険料第3段階～第5段階 (市町村民税本人非課税者等、市町村民税本人課税者)	なし

\* 対象者の区分について、それぞれ、いわゆる「境界層該当者」をふくむ。

※ 平成13年度以前に整備された既存の施設において、

① 平成13年度以前に法人の自己資金で個室・ユニット部分を建築した場合

② 平成14年度以降に拡張等を行って個室・ユニット部分を建築する場合

は、当該個室・ユニット部分に対して建築時に従来の施設整備費補助金が交付されており、その相当額部分だけ居住費が低額に算定されるため、低所得者対策を行わない。

## 施設給付見直しに伴う低所得者への配慮について ～特定入所者介護サービス費の創設～

### ○施設給付見直しの趣旨

在宅と施設の利用者負担の公平性、介護保険と年金給付の調整の観点から、低所得者に配慮しつつ、介護保険施設などにおける居住費、食費を保険給付の対象外とする。

### ○低所得者に対する配慮

#### 特定入所者介護サービス費の創設

##### ①対象者（省令事項）

介護保険三施設（ショートステイ含む）の利用者のうち、利用者負担段階（保険料段階）が第1段階～第3段階（※）に該当する者で申請のあった者等

（※）第3段階に該当する者の例：年金80万円超266万円以下の者

##### ②給付額（具体的水準は、告示事項）

施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額

低所得者の所得の状況等を勘案して定める額

- ※ 施設において設定している居住費及び食費が基準費用額を下回る場合は、当該額と負担限度額の差額が給付額となる。  
※ 施設が負担限度額を超えて、低所得者から負担を徴収した場合は、補足的給付の対象としない。